

2017年10月18日

経済戦略局長 柏木 陸照 様

大阪市従業員労働組合
市民生活支部
支部長 花房克仁

2018年度 勤務労働条件に関する要求書

2017現業・公企統一闘争は、10月19日を山場、翌20日を統一基準日とし、現在全国で取り組みがおこなわれています。大阪市従業員労働組合は、「市民・住民に必要とされる公共サービスの確立を図り、引き続き市民・利用者が求める質の高い公共サービスを提供するため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」として13項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進しています。

支部はこれまで、この闘争と連動しながら、本部－人事室間では解決困難な問題を、支部－局独自課題として取り扱い、快適な職場環境づくりや組合員の不安・不満の解消に繋げてきました。

大阪市では、厳しい財政状況が続くことが見込まれるとして、現場・地域の実態を把握することなく2016年8月に「市政改革プラン2.0」を策定し、その中で、各事業の経営システムの見直しによる経営形態の変更及び事務事業の見直しを進めています。

また、新たな「大阪市地域防災計画」に基づき「自助・共助」の取り組みを強化するとともに、広域・甚大な災害に対する行政・市民の災害対応能力の向上をめざした対策の推進を図ることや「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき、防災・減災対策を推進するとしています。

私たちは、市民福祉の増進と社会的格差の是正、地域・市民の安全・安心の確立にむけ、計画性を持った事業運営をおこなっていく必要があると考えます。そのためにも、経費削減等のコスト論ではなく、大阪市の未来を展望し、市民・利用者に安定した公共サービスが提供できるよう、基礎自治体としての公的役割と責任を果たす改革であるべきだと認識しています。

防災・減災対策において、現業労働者の役割を明確にし、実効性をともなった「自助・共助」のとりくみを推進するには、現業労働者のスキルを生かすことができる体制を作る必要があります。そのことにより、市民が安心して暮らせる社会的セーフティネットが確立できると考えます。

現在、組合員は業務で培ってきた技術・技能・知識・経験を最大限発揮し、市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を提供しています。今後もより一層充実した質の高い公共サービスを提供するためにも、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることが重要です。

私たちは、現場組合員の勤務労働条件、労働安全衛生の課題について、下記の項目の申し入れをおこないます。

局として、市民・住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応されるよう回答を求めます。

記

1. 自治・分権・参加を基本に住民生活に欠かすことのできない公共サービスについては直営を基本としつつ、基礎自治体の責任を明確にし、公的役割を果たすこと。また、市民の安全と安心を守るための必要な要員を確保すること。
2. 質の高い公共サービスを提供するため、研修体制の充実と組合員の持つ技術・技能・知識・経験を最大限生かせるよう、業務における権限の付与や裁量権の拡大をおこなうこと。
3. 多様化、複雑化する市民ニーズへ十分に対応ができる業務執行体制の確立・強化に向け、業務内容・業務量に応じた主任の配置をおこなうとともに、円滑な業務運営・人事管理をおこなえるよう、さらなる現業管理体制の充実・強化を図ること。
4. 経営形態の変更及び事務事業の見直し等によって、組合員の勤務労働条件の変更が想定される場合は早急に十分な説明をおこない、労使合意を基本に十分な交渉・協議をおこなうこと。
5. 欠員が生じる場合には、組合員の勤務労働条件について十分な労使協議をおこなうこと。また、退職・転任などに伴う主任の欠員については、業務執行体制に支障がないよう役職に応じた補充を確実におこない、欠員補充は即補充を基本に完全補充すること。
6. 職員基本条例に基づく、分限処分は廃止すること。
7. 職員基本条例に基づく相対評価を廃止すること。また人事考課制度については「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」を確保し、人材育成を主眼として個々人の資質向上を図るとともに、評価項目や着眼点については、より業務実態に応じたものとなるよう検証・改善をおこなうこと。
8. 被評価者の不公平感、評価者の負担を軽減するためにも、評価者の適正な配置と評価体制の拡充をおこなうこと。また、全組合員への周知徹底と制度理解に向け十分な説明をおこない、公平・公正な制度となるよう取り組みを進めること。
9. 育児・看護・介護休暇をはじめ、全ての休暇制度について取得しやすい職場環境整備を図るとともに、病気休職など長期にわたる欠員が発生する場合においても、必要な対応を図ること。
10. ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務運用の工夫や仕事に対する意識の改善、時間外労働の縮減等をおこない、組合員一人ひとりが働きがい・やりがいを持てる職場環境改善をおこなうこと。
11. 災害対策については、近年、地震や津波、大雨による河川の氾濫や土砂崩れなどが頻発して起こっていることから、大阪市地域防災アクションプランに基づいて所属マニュアルの点検・検証をおこなうこと。また、自然災害・火災時に即した災害マニュアルとなるよう再度整備をおこない、現場組合員の役割についても明確化をすること。

12. 安全衛生管理体制の拡充に向け、安全衛生委員による定期的かつ多角的な視点で職場巡視をおこなうとともに、管理体制の質向上に向け現場段階から安全管理者・衛生管理者を新たに選任できるよう、有資格者の配置・拡充を図ること。また、安全衛生委員会を定期的に開催し、労働安全衛生対策の充実・強化と活性化を図ること。
13. すべての労働災害・職業病を一掃するため、職種ごとの「安全管理マニュアル」を作成・拡充すること。また、現場実態に応じた研修の充実、必要な資格の取得・安全教育の受講をさせるなど労働災害防止措置を講じること。
14. 心の健康問題については、「心の健康づくり計画 第2次」に基づき、今まで以上に積極的・計画的な取り組みをおこなうこと。また、メンタル不調の要因の1つとして、人員不足に起因する労働強化なども見受けられることから、現業管理体制による支援・相談体制の充実と活用を図りながら、人員の確保も含めた職場環境の改善をおこなうこと。
15. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

以上